管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090010	病院等開設会社による病院等開設事業	医療法第７条第５項に「おけるが非営利の原則」 構造改革特別区域法第18条（医療法等の特例）	株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第７条第５項の規定にかかわらず、許可をうけることができるとされた。開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条第３項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定をしないことができるもの。	株式会社による高度医療を提供する病院等開設の特例を活用し、研究開発を行う株式会社が病院等を運営することで、研究成果をいち早く医療現場に提供することを可能とする。 具体的には、四特例の開設許可の要件（厚生労働大臣が定める指針）③当分の間、株式会社が開設する病院又は診療所について、「アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症の患者に対する遺伝子治療を実施。 提案理由： わが国の認知症の原因疾患は、アルツハイマー病が最多となり、平成 23 年の調査結果では推定患者総数は 38 万 6 千人とされ年間で約 1.5 倍に増えている。このため、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の難病は、遺伝子治療によって完治することが臨床研究や動物実験によって証明されている。しかし、国内では複数の規制により、この医療技術を臨床現場で利用できず、海外にこの医療技術が流出している。上の記述があるが、どのような規制によるものなのか定かでないが、行政上の遺伝子治療に対する規制は、「構造改革特別区域法第18条第１項に規定する高度な医療に関する指針」の高度な医療に該当する可能性があると考えるが、現時点では判断できない。	C、D		遺伝子治療について、「国内では複数の規制により、この医療技術を臨床現場で利用できず、海外にこの医療技術が流出している。」との記述があるが、どのような規制によるものなのか定かでないが、行政上の遺伝子治療について、「構造改革特別区域法第18条第１項に規定する高度な医療に関する指針」の高度な医療に該当する可能性があると考えるが、現時点では判断できない。	有提案者からの意見について、貴省の見解をわれわれ規制に出し、しかしながら、特段未病者に対する遺伝子治療が、もしくは意外に追加が可能かも判断されたい。	D		構造改革特区における株式会社が行うことのできる「高度な医療」は、「構造改革特別区域法第18条第１項に規定する高度な医療に関する指針（平成16年6月30日厚生労働省告示第302号）」に定められているとおり、高度な医療技術を用いることの他、他環境及び安全性の観点から問題のないことが要件となっている。 個人の実績から判断すると、医師主導治験を実施した実績があることから、特区制度の「高度な医療」の条件の一つである高度な医療技術に該当する可能性は十分考えられる。さらに「高度な医療」に該当するかの判断には、倫理及び安全性を確認する書類（特区申請と同様に資料 株式会社の要望や行政ヒアリと医療の手順書、実施体制・設備の資料等）が必要となる。これらもって有識者等から意見を伺い、判断することになる。 また、現状カルホ゜ナ ン法の大臣承認を得る方法は、厚生科学審議会科学技術部会での審議以外に方法はない。	D		高度な医療に該当するための判断」について、当治療はこれまで厚生科学審議会科学技術部会の審議を得て医師主導治験を実施した実績を有し、高度な医療に該当すると認識するが、厚生労働省が判断をすれば、どのような情報が必要となり、どのような基準に基づき、どのような条件をクリアすることが必要で、何時、何処で判断を下すのかを明示して頂きたい。 また、遺伝子治療に係る規制については、厚生科学審議会科学技術部会での審議が必要と認識しているが、カルホ゜ナ ン法の厚生労働省の大臣承認を得る方法として、他に公ならう方法があるかご明示頂きたい。	とちぎ遺伝子治療特区	1002001	医療法人DIC宇都宮セントラルクリニック	栃木県	厚生労働省
090020	先進医療の審査等の特例	○健康保険法63条2項3号 ○厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成15年3月31日厚生労働省告示第495号） ○健康保険法86条1項 ○規制改革及び厚生労働大臣の基本方針（平成16年12月19日）	将来的な保険収載を目指す高度な医療等については、安全性、有効性等を確認する等の一定のルールにより、保険外併用療養費制度として、保険診療との併用を認めている。	遺伝子治療の先進医療としての審査を迅速化し患者ができるだけ早期に遺伝子治療を受けられるようにする。 例えば、国家戦略特区での先進医療の評価の流れと同様に本特区内での遺伝子治療について、特別事前相談、先進医療技術審査部会と先進医療委員会の同開催等により、申請書作成ねゅ月以内で先進医療の実施を可能にすることを求める。又は、最先端医療迅速評価制度（仮称）の下、本年秋頃を目途に整備される専門評価体制で遺伝子治療を扱うことを求める。	提案理由： わが国の認知症の原因疾患は、アルツハイマー病が最多となり、平成 23 年の調査結果では推定患者総数は 38 万 6 千人とされ年間で約 1.5 倍に増えている。アルツハイマー病の治療、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の難病は、遺伝子治療によって完治することが臨床研究や動物実験によって証明されている。仕方では、この遺伝子治療の安全性については、（アデノ随伴ウイルス ベクター を用いた）臨床で証明されており、安全性に問題があったという報告はない。このように遺伝子治療は一定の安全性と効果が示されている。 遺伝子治療は、未だ保険診療として認められておらず、多くの難病の患者が国内で治療を受けたくたには、将来的な保険導入に向けた評価を行う先進医療への速やかな承認が必要である。 しかし、現在、先進医療の承認を受けるには事務局との事前相談に始まり、先進医療技術部会、先進医療委員会の審議を経たり、事前相談を含めると1年～5年の期間を要している。そのため、安全性の評価の得られる遺伝子治療については、審査期間を短縮することが必要である。	C	IV	○国家戦略特区における保険外併用療養の特例については、「国内外の優れた医療を集め、最高水準の医療を提供でき、世界ハブクラスの「国際医療拠点」が国家戦略特区等に指定され、国内未承認の医薬品等の保険外併用を希望する場合は、通常より手続き事前相談等により、審査の迅速化を図るものであると、人材等を集中的に投入し、成果をよりだす。実施医療機関は厳選する必要があるとなどから、提案について対応は困難。	有提案者からの意見を踏まえ、再度検討回答されたい。	C	IV	先進医療の申請から実施可能となるまでの審査期間は、医療機関から提出いただく実施計画書の状態等によって異なるものであり、一概に審査機関を短縮することは困難。 先進的な医療技術については、現行の保険外併用療養費制度において、一定の安全性・有効性を確認したとて、保険診療との併用を認めており、ご提案の遺伝子治療についても、一定の安全性・有効性のエビデンスを揃えていただければ、保険外併用療養費制度において対応できる可能性があると、ご回答。ご提案については、先進医療に係る事前相談等により、十分な準備を進めて頂き、適切に記載された実施計画書等を揃えていただくことで、迅速な審査が進められると考えている。	とちぎ遺伝子治療特区	1002002	医療法人DIC宇都宮セントラルクリニック	栃木県	厚生労働省
090030	保育・介護施設を相互に用途変更する場合の施設整備に係る補助金交流道の制限の緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 第13条 ・厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 第3の2（1）③	地方公共団体が行う財産処分については、 ① 10年経過後の処分、無償譲渡等 ② 合併市町村基本計画に基づく10年経過前の処分、無償譲渡 ③ 災害等による取壊し等 の場合には、国庫納付を不要とするとともに、補助により承認のあったものとみなすことにより恒常承認制。 また、地方公共団体以外の者が行う財産処分については、 ① 10年経過後の厚生労働省政策事業等への処分、無償譲渡等 ② 災害等による取壊し等 の場合には、国庫納付を不要とするとともに、災害等による取壊し等の場合には、補助により承認のあったものとみなしている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条に規定する、処分制限期間（不動産）の緩和 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 第3の2（1）③に規定される要件の緩和	住民の年齢構成の変化に伴う施設の需要の変化に対して、柔軟な対応を可能とするために、保育・介護施設の設置時に交付された補助金を返還することなく、保育・介護施設を相互に用途変更等を行えるようにする。 【提案理由】 支性が社会で活躍するとて、子育てや介護による負担が大きな障害となっている。それらの負担を軽減する保育サービスや介護サービスは、住民の年齢構成の変化に伴う、将来的にニーズが増し変わっていくと考えられる。その時々にむした住民サービスを提供するためには、柔軟な施設の用途変更が必須であるが、現行では法施設の設置時に交付された補助金の返還がめられ、事業主、用途変更が容易に出来ない状況となっている。当該補助金を返還することなく、保育・介護施設の相互の用途変更を可能とすることで、女性が仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを柔軟に進めることができる。	D	IV	現状における、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、効率スケッチを効率的に活用し、地域活性化を図るため、10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認については、原則、補助等をもって国の承認があったものとみなす取扱いとしてはどうか。 なお、経過年数10年未満の保育所等の、地域の保育ニーズの減少に伴う他の社会福祉施設への転用については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（令和3年3月31日）」の第3.2(1)の2において、厚生労働大臣等が適当であると認める場合には、国庫納付を不要とする取扱いとしている。当該補助金を返還することなく、保育・介護施設の相互の用途変更を可能とすることで、女性が仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを柔軟に進めることができる。	需要の変化に対し、速やかな対応ができるよう、大臣等ではなく自治体によって用途変更の承認ができる環境、または大臣等が認可する国の補助基準について、より明確化した通達等の発出を行っていただくことを検討願いたい。	当区の提案の趣旨として、今後見込まれる需要の変化に対応するため、速やかに施設の用途変更を行い、地域を活性化させることが目的であるので、保育・介護施設の相互の用途変更について、自治体の判断でできるよう認めていただきたい。また、厚生労働省としての判断基準について、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」を定め、国庫納付を不要とする取扱いとしていただきたい。 なお、国庫納付（返還）額を転用後の施設整備費補助金に充当することは、歳出・歳入予算の編成及び執行管理が不明確となり、財政健全の観点から認められない。	女性活用・子育て・介護支援特区	1005300	荒川区	東京都	厚生労働省
090040	保育所を活用した「園カナガシ」の実施を可能とする基準の緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 ・児童福祉法 第56条の3第3項 ・保育所運営費の経理等について 5(2)	施設整備に係る補助金については、補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令に定める財産を、各省各庁の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律22条）。 また、市町村から支弁される保育所運営費については、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には、民間施設給与等改善費の加算分の停止、新規入所児童の委託の停止、その他の必要な措置を講ずることとしている。	児童福祉法第56条の3第3項の除外	保育所の散地内において、保育事業者による地域や生活サービスの提供等の実利事業の展開を行う。 【展開理由】 支性が社会で活躍するとて、子育てと家事による負担が大きな障害となっている。とりわけ働きながら子育てをする女性にとって、保育園の送迎時間、家事に係る時間が大きな負担となっている。保育園内で保育事業者が地域等を対象にして、特に平日において、必要な日用品の購入等に係る時間を節約でき、子育てしやすい環境づくりを推進することができる。 また、保育園を運営する事業者の経済的な負担も軽減できるとから、保育サービスの向上も期待できる。	C	I	児童福祉法第56条の3第3項の除外はできない。 児童福祉法に規定される保育所は、児童福祉施設として、その目的を達成するために必要な設備を備えなければならない。 また、保育所から支弁される保育所運営費においては、保育士が地域等を対象にした保育サービスを行うことは認められず補助金交付目的に反して使用され、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供することは認められない。 また、保育所から支弁される保育所運営費においては、人件費の処遇等に不適切な事由が認められる場合には、民間施設給与等改善費の加算分の停止、新規入所児童の委託の停止、その他の必要な措置を講ずることとしている。 なお、保育園を運営する事業者の経済的な負担も軽減できるとから、保育サービスの向上も期待できる。	本提案には、大前提で各自治体に対応を求めるとなっているのであるが、どのようなことを前提としているのか。 また、「園カナガシ」の実施、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはならない。 また、「園カナガシ」の実施、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはならない。 また、「園カナガシ」の実施、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはならない。 なお、保育園内で保育事業者が地域等を対象にして、特に平日において、必要な日用品の購入等に係る時間を節約でき、子育てしやすい環境づくりを推進することができる。 また、保育園を運営する事業者の経済的な負担も軽減できるとから、保育サービスの向上も期待できる。	当区の提案では、物販等は保育士以外の者が行い、かつ利用者の利便性向上につながるとう支利事業の展開を想定している。その場合において、児童福祉法第56条の3第3項の除外ができないか高考を願いたい。本提案が実現すれば、目的外使用もした場合でも、補助金を返還することなく、保育所内における物販等が可能となることは、事業者の参入促進及び、保育サービスの向上につながり、地域の特色を生かす本制度の趣旨からも有益と思われる。	C	I	物販等については、保育士以外の者が行うとのことであるが、保育所運営費は保育の実施にあたり、児童福祉法第45条の最低基準を維持するために必要な費用を前提として算出されている。 また、施設整備に係る補助金については、補助事業等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令に定める財産を、各省各庁の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないとされており、補助事業者の承認を受けない、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないとされており、資料事業といったその目的の使用目的で使用することは認められず、補助金返還の対象となる。	保育所運営費の本来の活用目的を逸ばないと前提で、物販等は保育園内に運営費の対象として認められる。 なお、保育所内のテーブルで保育所等が設置されているとのことであるが、保育園内に運営費の対象として認められる。 また、保育所の施設整備に係る補助金は、児童福祉法に規定する保育所を整備することを目的とした補助金であるため、当初補助金を使用して整備された施設において、当該補助金の目的である保育事業以外のことは認められない。	C	I	働く女性の子育てに係る負担を減らし、家庭と仕事を両立したいというニーズに応えるため、「駅ナカ」保育所やワードで保育所等が設置されているとのことであるが、保育園内に運営費の対象として認められる。 また、保育所の施設整備に係る補助金は、児童福祉法に規定する保育所を整備することを目的とした補助金であるため、当初補助金を使用して整備された施設において、当該補助金の目的である保育事業以外のことは認められない。	女性活用・子育て・介護支援特区	1005400	荒川区	東京都	厚生労働省
090051	精神病床から一般病床への転用	○医療法第7条第2項 ○医療法第7条の2 ○医療法第30条の4第2項 ○医療法施行規則10条 ○平成16年厚生労働省告示第58号（診療報酬の算定方法） 第5、1通則(2)「一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位として看護を行うものであること。」 ○平成26年3月31日保医発0305第1号(基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）） 第2　病院の入院基本料等に関する施設基準 「1　病棟の概念は、病院である保険医療機関の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとする。」	医療法第7条の2により病床の種別を変更する場合は、都道府県知事の許可を得ることとなっており、その病床の基準額は、医療法第30条の4第2項によりきていしている。 しかし、救急患者の入院等臨時応急な状況が生じた場合は、基準額を超えて受け入れる事ができると されている。	一般病床の慢性的な満床状況を、未稼働である一部の精神病床を一般病床として有効活用することにより改善し、救急入院患者の安定的な受入体制等を確保する。 緩和・廃止を求める理制は、以下のとおり。 ・医療計画で定める基準病床数を超えて病床数の整備（医療法7条の2、30条の4） ・緩和策の許可を得ている病床種別の一般病棟など種別の病床（精神病床→一般病床）として利用（医療法7条）	医療法第7条の2により病床の種別を変更する場合は、都道府県知事の許可を得ることとなっており、その病床の基準額は、医療法第30条の4第2項によりきていしている。 しかし、救急患者の入院等臨時応急な状況が生じた場合は、基準額を超えて受け入れる事ができると されている。	D		精神病床のままとするのであれば、医療法施行規則第10条第1項第6号により精神病床がある精神病室の設置について、「精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講ずること」とされているなど、一般病床として救急入院患者等を受入れるのは、その基準が異なることから、従来の規定通り都道府県の知事の許可が必要であると考える。 なお、平成31年7月31日付通知「救急患者の受入れに係る医療法施行規則第十条等の取扱いについて」により、救急患者の受入については、地域の救急医療体制に鑑み、できる限り短期間であれば、定員超過入院等を行うことができるとされ、医療法第16条の規定の適用を開始している。同条に基づき緊急の場合の救急患者の受入の際に精神病床を一時的に使用することは可能と考えている。		

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090080	雇用調整助成金申請時の書類の簡素化	雇用保険法第62条第1項第1号及び第2項 雇用保険法施行規則第102条の2及び第102条の2 平成28年3月31日付雇発0331第1号、総発0331第5号、雇定発0331第4号職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均等・児童家庭局長通知「雇用安定事業の実施等について」	支給対象事業主であって助成金の受給を希望するものは、雇用調整助成金事業実施計画（変更）届又は雇用調整助成金出向実施計画（変更）届を作成し、必要な書類を添付した上で、あらかじめ事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。なお、届出に関しては、管轄労働局又は公共職業安定所の窓口で提認を受けることを原則とする。	雇用調整助成金の申請に必要な計画届を不要とし、対象期間の実績で支給要件をみたしているかを判断する。	【実施内容】 ・事前の計画が立てにくい現治業に限定し、雇用調整助成金の受給要件である「休業等実施計画届」（以下「計画届」という。）の事前提出を不要とすることにより、助成金必要とする事業者が申請しやすくする。 【提案理由】 雇用調整助成金の受給に当たっては、休業等を行う前に休業予定日数等を記載した計画届の提出が必要とされているが、無駄業の発生、売上げは天候や景気などに大きく影響されるため、個別予約が1週間前程度に集中することから、事前に客室の稼働状況を予測した上で休業予定日数等を設定するのは困難である。そのため、計画届を作成できないことを理由に、事業者が受給申請を断念することがあります。 結果的に休業せざるを得ない場合に助成金を支給することは、継続雇用につながるものと考えられる。 【代替措置】 休業等の事後に実績を届け出ることとする。事後であっても機隣等から対象者の出勤状況を把握すれば、助成金の受給要件を満たしているかを判断でき、さらに、必要に応じて今後の時期計画の提出等を求めることにより、助成金の適正な運用を図ることは可能であると考える。	C	Ⅰ	「雇調金（以下「雇調金」）の支給を受けることができる事業主は、雇用保険法施行規則第102条の3第1項第3号により休業、教育訓練又は出向の実施について、あらかじめ、当該事業所の所在地を所管する公共職業安定所の長に届け出た事業主であること」とされているが、これは、雇調金制度では休業等の実施について事前届を要件とすることによって休業等の実施日や内容、休業等を実施する労働者等をあらかじめ行政官庁で把握し、休業等の確認体制を整備するとともに、事業主に対し、雇調金受給に必要な情報は事件簿等の保確を求めることにより適正な支給を担保しているものである。 特に、当該計画届を実施するにあたっては、当該事業所において労使間の協定を必要としており、これは、事業所の休業という雇用上の影響が非常に大きい行為について、あらかじめ労使で協議することにより、労働者の雇用上の地位を安定的なものにするとともに、労働者の雇用上の安心感を与えることを期待しているものである。 そのため、上記を踏まえ、事前に計画届を提出する運用については、変更することは不適当である。 なお、提案理由として、事前の計画届を作成することができないことを理由に事業主が受給申請を断念することがあり得るとされているが、現行においてもあらかじめ提出した計画において、臨治予約等予見できない事情により休業日の変更がある場合は、休業協定の範囲において前日までに変更届を所轄に提出すれば、雇調金を受給いただくことは可能であるため、提案理由にあるようなご事情の事業主であっても、受給申請を行っていただけるものと考えている。	有	提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	Ⅲ	現行においてもあらかじめ提出した計画において、予見できない事情により休業日の変更がある場合は、休業協定の範囲において前日までに変更届を都道府県労働局に提出していただければ、雇用調整助成金（以下「雇調金」という。）を受給いただくことは可能であるが、これは中小企業だけに限定した例外的な措置ではなく、現行の雇調金制度内での取り扱いである。 また、左記で提案しているとおり、事前に計画届を提出する運用については、適正な支給の観点等から変更することは不適当である。	有	提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。特に、前回から提案されている「貸産業の金額の妥当性」について、的確に回答すること。「雇調金制度の事業の実施状況報告」では、「事業を健全に活行すると足り財産的基礎を有することが必要」としているが、要件の根拠については明確に記されておらず、基準を引き下げる合理的な理由があるのか。 3）民間が病内新設企業の資本金を調査した結果(H23)では、500万円未満の会社が78.3%を占めている。	C	Ⅰ	雇用調整助成金（以下「雇調金」という。）は、事前に計画届を作成し、提出した計画において、予見できない事情により休業日の変更がある場合は、休業協定の範囲において前日までに変更届を労働局に提出すれば、雇調金を受給いただくことは可能であることから、事業主には利用のしやすさが高くなったとはいえない。 事業所の休業により労働者にとって影響が非常に大きい行為について、あらかじめ労使で協議することにより、労働者の雇用上の地位を安定的なものにする観点からも当該計画届実施は必要である。 また、上記の理由に加え、雇調金は広く雇用を から廃止された雇用保険料に基づき運用される雇用保険事業の一環としての公的扶助であるから、不正受給を防止しより適正な支給に資する観点からも運用を変更することは適当ではない。		1001150040	長野県	長野県	厚生労働省
090090	有料職業紹介事業の許可の取得に関する資産要件の緩和	職業安定法第31条第1項	有料職業紹介事業を行おうとする者は、次のいずれの基準も満たす必要がある。（「財産的基礎」に係る許可基準） (1) 資産（繰越資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること。 (2) 事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。	有料職業紹介事業免許の取得に必要な資産要件について、地域を限定して廃止する。	【実施内容】 有効求人倍率の低い地域に限定し、有料職業紹介事業参入の資産要件を廃止することで、求職者の雇用機会の拡大を図る。 具体的には、前業務の事業所に限定して、資産、預貯金額の要件を廃止し、参入しやすくすることにより、求職者、求人企業とも「顔の見える」オーダーメイドの職業紹介を実施できるようにする。 【提案理由】 前業務の企業が有料職業紹介事業を行う場合、新たな発想による効果的なマッチングが期待できるが、事業の許可要件（資産500万円以上、預貯金額150万円以上）により参入が難しい。 有効求人倍率が低い地域においては、産業の活性化は当然に必要であるが、従来の発想にとらわれない新たなアイデアによる雇用のマッチングも、一定の効果が見込まれる。 そのため、有効求人倍率が全国平均よりも低い地域に限定した有料職業紹介事業においては、前業務の企業が参入しやすいよう、資産要件を廃止する。	C	Ⅰ	有料職業紹介事業については、適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるとの考え方により、許可基準に資産要件が設けられている。 このような趣旨に鑑み、有料職業紹介事業の許可については、従来通り、全国一律に資産要件を設けることが適当である。	有	提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	Ⅲ	回答にあるように、求職者の利益保護のために、有料職業紹介事業者に対する何らかの最低要件が必要であることは理解できなくもないが、現行の資産要件の金額（資産500万円、預貯金額150万円以上）の妥当性については明確に記されておらず、再考の余地があるのではないか。	有	提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	Ⅲ	有料職業紹介事業については、適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護のために、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるとの考え方により、許可基準に資産要件が設けられている。 ・具体的には、他人の紹介により介入し不当な利益を受けるといった弊害が生じないよう、事業を健全に遂行するに足り財産的基礎を有することが必要として、資産要件の金額を調査した結果を踏まえ、現行の資産要件の金額（資産500万円、預貯金額150万円以上）の妥当性について明確に記されており、再考の余地があるのではないか。 ・このような趣旨に鑑み、有料職業紹介事業の許可については、従来通り、全国一律に資産要件を設けることが適当である。	有	提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。特に、前回から提案されている「貸産業の金額の妥当性」について、的確に回答すること。「雇調金制度の事業の実施状況報告」では、「事業を健全に活行すると足り財産的基礎を有することが必要」としているが、要件の根拠については明確に記されておらず、基準を引き下げる合理的な理由があるのか。 3）民間が病内新設企業の資本金を調査した結果(H23)では、500万円未満の会社が78.3%を占めている。 ・このことから、貸産業に対する要件を廃止することは、新たな雇用の創出や、求職者の利益の保護の観点から、適当であると考える。	C	Ⅰ	有料職業紹介事業については、適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるとの考え方により、許可基準に資産要件が設けられている。 本提案では、「前業務の企業が参入しやすいようとの観点から資産要件の金額の妥当性に疑義を呈している」とされているが、同金額の妥当性は、から廃止かをこれなく、適正な事業運営の確保や求職者の利益の保護という観点に基づいてである。また、現内の新設企業の資本金の調査結果を引用されているが、他人の紹介により介入しないような有料職業紹介事業の実態を踏まえることなく、新設企業だけが対象に、かつ、基準を引き下げる理由・調査結果を用いることは、比較として適当でない。 そのため、現行の資産要件の金額は、求職からマッチングに一定の期間を要するという職業紹介事業の特性を勘案して、事業を3ヶ月運営するために必要な資金として開業後6ヶ月分の資産を500万円（資産の金額500万円）と設定することにより、事業の健全な運行を担保したものであったことを申し添える。 更に、再々検討要請では、「職業紹介事業の業務運営要領」において、資産要件の継続性を求めていないことのみをもって当該要件の妥当性に疑義を呈されているが、有料職業紹介の許可については、定期的な見直しが必要であると考える。 以上より、有料職業紹介事業の許可については、従来通り、全国一律に資産要件を設けることが適当である。		1001150050	長野県	長野県	厚生労働省
090100	奈良林造業者の農林造業体験民宿開業に係る旅館業法の規制緩和	旅館業法施行規則第3条 旅館業法施行令第2条	農林造業者が農山漁業活性化機構法の定めの基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林造業体験民宿業を営む際に、旅館業法施行規則第3条第1項第2号の基準（間借用客室の延床面積30㎡以上）は適用しない。	過疎法に基づく過疎地域がある市町村において、非農林造業者（NPO法人など地域外の者を含む）が、農林造業者が運営する農業民宿の形成と目的で、集落の農業等の活力を維持から農林造業体験民宿を開設するにあたり、市町村職員をはじめ、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認。、現治業者全性等・消防・保健衛生・特例の必要性（の提供ができると市町が認めたものに限って、農林造業者と同様の旅館業法の特例を認めること。 ・また、市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認。、現治業安全性等・消防・保健衛生・特例の必要性（について確保ができると市町が認設時に認めることをもって、開設後も継続的に指導することにより「国治者の安全確保」を担保する。	C	Ⅲ	農林造業者が運営する農林造業体験民宿は、常駐一人（33㎡未満）でも旅館業（簡易宿所）の許可を受け、開業が可能となり、設置基準法や消防法でも規制が緩和され、最小限の衛生設で民宿を開業することができる。 ・一方、非農林造業者でも農林造業体験民宿の開業が認められるようになったのち、非営業4・5法施設33㎡未満の場合、開業不可で農林造業者と同様の規制緩和の適用を受けられない状況である。 ・過疎地、高齢化が進む多自然地域において、営業の増加と地域の活力低下と目的で、集落の農業等の活力を維持から農林造業体験民宿の開設にあたり、市町村職員をはじめ、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認。、現治者で、農林造業者であっても農林造業体験民宿の開設目的や合宿等の営利目的等の営業の実態が、農林造業者と同様であるものは、営業の実態が、集落内の農林造業者と同様であるものは、営業の実態が、集落内の農林造業者と同様であるものは、営業の実態が、集落内の

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090150	救急救命処置の範囲の拡大（超音波検査）および伝送）	救急救命士法第2条、第43条、第44条 救急救命士法施行規則第2条 厚生労働省通知　平成24年03月13日医第1号「救急救命処置の範囲等について」	超音波検査は生理学的検査に含まれる項目であり救急救命処置の範囲に含まれていないものの、現行では救急救命士が行うことは認められていない。	【救急救命士の医療行為拡大】 救急搬送時、災害・多重事故時など、救急救命士が超音波検査機器の操作を行える措置を求める。 現在、医師の指示中に生命を脅かす救急患者に対する救急救命処置は認められている（厚生労働省通知　平成四年三月十三日　医第一七号「救急救命処置の範囲等について」等）。この対象範囲を広げるなどして、救急救命士が超音波検査機器の操作を行える措置を求めたい。	【提案理由】 現在、救急の現場では、救急患者が搬送先病院に到着後、超音波検査機器を医師や技師が操作して、患者状態を把握している。 一方、救急現場では、生体情報（心電図、血圧、呼吸数、脈拍など）のモニター画面を遠隔地から病院へ伝送することが可能となり、一部の地域ではカメラと映像伝送システムを救急車などに搭載し、病院へ患者の生体情報モニター画面の映像データを伝送して、搬送中にリアルタイムで臨床者の容態を病院へ伝えている。これにより搬送先病院では、臨床者の傷ケガ容態を搬送中に把握できるため、搬送方法や応急処置の指示、搬送先の的確な準備が可能となっており、搬送から医療による処置までの時間が短縮される。 上述の音像伝送により、現行では認められていない救急救命士による超音波検査・画像伝送が可能となれば、心筋梗塞、腹部内出血などの臨時や緊迫の状態の把握が広がり、救急患者の救命率を上げる事が可能になる。 今後、映像伝送装置を搭載している救急車の増加に合わせて超音波画像も同時に病院へ伝送することで、より多くの人命を救うことが可能となる。	C	IV	救急搬送中の救急救命士が超音波装置の操作を行うことついては、以下の内容を考慮すると、外傷患者の診断に与える影響などの観点から、不適当であり、対応不可である。 ①超音波検査で所見が出るような場合は、救急救命士の観察で腹部膨隆、腹壁緊張など腹部内出血を疑う生命危険状態が伺われ、医療資機関と必要な治療の準備をすることが可能である。 さらに、病院到着後の超音波検査で腹腔内出血が認められる場合でも、全てが開急手術とはならないのであり、これらは搬送中に超音波検査を行う利点にはならないと考える。 ①その一方で（平成25年版　救急救命の現況）によれば、救急搬送された症例のうち交通事故は23%、その中で重症例は13%で年間約1,000件である。それらは、頭部外傷や四肢外傷等を含むと考えられるため、超音波検査で所見が出る腹部損傷等の症例の実際はかなりかなりと推定される。 ①さらに、超音波検査には高度な手技を要し、臨床検査技師の資格がハキュラムでも相当の単位数が求められている。仮に仮に救急救命士の養成課程に加えるとすればなりの最低でも講義時単位、実習時1単位程度（30～60時間）が必要と推定され、養成所の対応としても困難であり、特に年間現在の消防学校では単位温知への対応は物理的に不可能である。 したがって、利点がそれほどまでなくいう一方で、救急救命士の養成に大きな影響を与えるため、不適当であり、対応は不可である。	在提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	救急救命士の業務の拡大に関する御提案については、以下の点を考慮すると、対応不可である。なお、日本救急医学会、日本臨床救急医学会と連絡を取りあっている中で、救急救命士に超音波の実施を求めるとの要望は無いことを申し添える。 ①現実的な問題として、「臨床検査技師並みの技術は不要」とあり、「追加的な短期間の教育を行うことによる養成は可能」とされているが、「当て方」について「ただ闇雲に当てるだけでは、ショック、メーカー次第などでの短期間の教育が可能とはならない。 ①特殊な上記のスキームによる実証研究の場として、安全性や有効性の検証を行うことは可能か。実証実験の際には、自治体・大学・メーカー等の専門家から成る協議会を設立し、詳細スキーム等を検討し、患者の安全確保に努める。	C	IV	救急救命士の範囲拡大に関する御提案については、以下の点を考慮すると、対応不可である。 ①救急搬送時の救急救命士による超音波検査の意義について、活付資料を参照すると、医師、看護等個々の関同意を伴げているが、実際に超音波検査を行う救急救命士、消防本部、自治体等の間は限定できない。また、医師、看護師以外の、実証研究の場として実施したいとあるが、救急救命処置の範囲を拡げたいという現意見は、地域ごとに限定され、その地域の救急医療体制を構築する役割を担っているメディカルコントロール協議会で消防機関、医療機関、行政機関を交えて検討し、合意を得たとて提案をすべきである。 ①「救急救命士は医師の指示の下にプロードを出てもだけたいう方法をとるとあるが、前述のように、当該方法をとることが短時間で教育を可能とする根拠にはならない。なお、実際に指定を行う機関がかないと考えられるので現実機体が可能かについても上記のメディカルコントロール協議会で検討されるべきである。 ①「医師の指示の下」に静脈路確保を実施した場合の過失については行為者としての責任が救急救命士に発生すると同時に、指示医師にも指示責任が発生する。御提案では、「救急救命士は医師の指示の下にプロードをあてるだけ」とあるが、道路地から現場までは、プロードを当てた救命士と、道路指示した医師の双方に責任が負う。現行の救急救命処置と責任の分力が異なることから、当該問題についても十分な検討を要する。 ①なお、今後の救急救命処置の範囲の拡大については、平成24年8月にとりまとめられた「救急救命士の業務のあり方に関する検討会」の報告書に、今後の救急救命処置の範囲について、考えうる処置すべき点とした是者や、一貫性のある評価方法を検討する必要があるのではないか、といった意見があることを踏まえ、必要に応じて、検討していくことなどとしている。		1009010	インフォラム株式会社	東京都	厚生労働省
090160	高沢医学を利用した施術の保険外併用療養の許可・拡充	○健康保険法85条 ○国民健康保険法分保険医療者総合規則第18条	将来的保険収載を目指す高度な医療等については、安全性、有効性等を確認する等の一定のルールによって、保険外併用療養費制度として、保険診療との併用を認めている。	安全性の担保がなされた高沢医学の施術について保険外併用療養費を認める。	【実施内容】 主として鍼灸・漢方・アーユルヴェーダ（インドの伝統療法）といった東洋医学のカテゴリに分類される医療について、保険外併用療養費を認めていただきたい。 診療の際には安全性を担保するため、各国における歴史・蓄積の度合い・過去の事故等の実績等を検査し、既存の病院・医療の確認を様々なものについての保険外併用療養の対象とする。また、国内外から当該医療における経験者・有識者の百考や、診療所における教育・研修を行う。 現行では一部の漢方が保険診療となっているが、基本的に東洋医学に分類される医療については保険診療の併用は認められていない。このため、保険診療と合行して東洋医学による診療を行う場合、本来保険診療となる部分についても患者に全額自己負担を強いることになる。 【提案理由】 兵庫県淡路市は市内全域が過疎地域として指定されており、高齢化率も30%超と、過疎高齢化の進む地域はいくらこのような状況を全国とせず、高齢者にとってすこやかな暮らしを、国内外から より多くの医師者が集まってくるような環境、事業を構築した、それにより淡路市が「健康長寿世界一の村」をとして国内外に向けて行っていきたい。健康長寿世界一を目指すための事業として、世界の医療サービスを受けられる場所を作り、まずは交流人口の増加を目指して世界からのメディカルツーリズムによる経済客誘致を行う。	C	III	〇医療保険制度は全国共通の制度であり、被保険者を全国に拾える保険者も存在するため、一部の地域のみに限ってこの取扱いを変更することは、国民、保険者の理解を得られないため、提案について構造改革特区での対応は困難。 〇保険収載されていないものの、将来的に保険収載を目指す高度な医療等については、保険外併用療養費制度において、安全性、有効性等を確認する等の一定のルールのもて、保険診療との併用を認めていくとのであり、安全性、有効性等の評価を行わずに保険診療との併用を認めることは、（患者負担が不当に拡大する恐れがあるし、2)安全性、有効性等が確認されていない医療の実施が助長される恐れがあることと等から、提案については対応は困難。	C	III				C	III				C	III					
090170	海外医師免許保有者等による施術の許可	医師法第2条、第17条	○医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。（医師法第2条）	海外において医師免許・鍼灸師に相当する資格を取得した者に、保有資格に対応した施術を認める。	【実施内容】 海外において医師免許、はり師免許、きゅう師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許に相当する資格を取得している医師等が、浪速市「健康長寿世界一の村」に限定して、保有資格に対応した施術を行うことを可能としたい。 現行では日本国内において高度な女子には日本国内における医師免許を取得する必要がある。また、あん摩、マッサージ、はりは現況、はり又はきゅうを要とし、ようとする者はそれぞれあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない。 海外において医師免許・鍼灸の資格を取得し、専門知識と豊富な経験を持つ専門家による質の高い診療を実施することにより、国内外からの患者の診療が増え、事業として拡大を行っていくこと、結果として本事業におけるスタンプ型認定業における地元の雇用の創出にも繋がるものと考える。	C	I	【対応できない理由】 医療の提供や、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術については、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、我が国において適切に医療の提供や施術が行われるよう、必要な専門的知識や能力を確認するための国家試験を実施し、これに合格した者のみに免許を与える資格制度を設けており、特定であっても、外国の資格を良が国のものと同様に取り扱うことはできない。 【検討した代替案の内容】 海外において資格を取得していると言ってもで、仮に国において必要な最低課程を経たとて、国家試験に合格し、医師免許、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得する必要がある。 なお、海外において医師免許を取得した者については、厚生労働大臣が医が国の医学部を卒業した者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当な内容認定を行うことを等により、医師国家試験を受験することができる受験資格認定制度の仕組みが設けられている。	C	I				C	I				C	I					
090180	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期過程を含む。）若しくは特別支援学校の各種、専修学校若しくは各種学校又は技術及び編制に関してこれに準ずる機関において教育を受ける活動を行うものとして本邦への上陸を希望する者には「留学」の在留資格が許可される。	職業訓練法人設立の調理師養成施設において、学校法人等で外国人留学生を受入れる措置を求める。	日本国内に限らず世界から日本食を学びたいという学生を受入れ、日本食の技術・知識を身につけさ、学生の本国において正しい日本食を普及させることを目的とする。ニーズにおいては、既存の調理師養成施設において外国人を受入れている調理や和食が世界遺産に登録されたことから、今後増大するものと考える。 しかし、学校法人等が設立する調理師養成施設や職業訓練法人が設立する職業能力開発短期大学校においては、「留学」の在留資格を取得のうえ、受入れることが可能であるが、同様の事業を行う職業訓練法人が設立する調理師養成施設では「留学」の在留資格を取得できない。この取扱は一貫性がなく、また規制がかけ合理的理由もない者となれる。職業訓練法人が設置する調理師養成施設においても前者の施設と同様の取扱を求める。 本提案に至る経緯は、海外から当法人に留学生を受入れて欲しいとの打診があり、当法人が保育する職業能力開発短期大学校にて在留資格「留学」及び「研修」により外国人を受入れることを検討した が、当大学校は準実務型職業訓練校であり、東京都より当法人の会員企業の従業員でないと受入れることは出来ないとの指導があった。また、当大学校は生徒から授業料の徴収を禁止されており、職業訓練法人の会員企業の寄贈・寄付で運営されることから、金銭的負担より、海外企業が会員となることは難しく、また当法人が幅広く人材を輩出出来ないことから、職業訓練法人が設立する調理師養成施設での受入れを目指し本提案に至った。 なお、法務省に相談を行ったところ、問当レベルではあったが、一法人の要望で法務省が動くことはないとの明確な拒否回答があった。	C	I	「留学」の在留資格で行うことが できる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動を教育機関において行うことが不可欠の前提とされている。 この点、職業訓練法人の行う職業訓練は「労働者に対し、職業に必要な技能や知識を習得させることにより 労働者の能力を開発し、向上させるための訓練を行う」（厚生労働省職業能力開発局「職業訓練法人の開発促進法～労働法コンシェルジュ～」）ものとされているとおり、同法人設立の調理師養成施設において外国人が行う活動は、労働者に対する職業訓練であるとされるので、「研修」に該当することは難 しいものと考えられるので、「留学」の在留資格には該当することが困難（特区における規制の特例措置として「留学」の在留資格に該当するとすることも困難）。 なお、、職業能力開発短期大学校は、設置及びカリキュラム編成等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関であるとして「留学」に該当するが、一方で、単なる職業訓練法人は、これに該当しないものである。	在提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	D	I	今回の省庁回答では、職業訓練法人が設立した調理師養成施設において外国人が行う活動は、調理に係る技術等を修得する活動で、「教育を受ける活動」には当たらないと回答されている。 しかし、当法人が設立した調理師養成施設も調理師法規制に基づき設立されており、各種要件は何ら学校法人等の設立する調理師養成施設と異なるものではなく、職業訓練に係る法律の適用は一切ないない。 職業訓練法人が設立したことを理由に、調理師養成施設における外国人の活動が学校法人等の設立する調理師養成施設と異なるとの見解は妥当ではないと考える。 故に、引き続き提案時と同様の取扱いを求める。	在提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	本提案の提案理由に、職業能力開発短期大学校における留学生の受け入れを検討したが、東京都からの指導により断念したとある。 東京都に確認したところ、認定職業訓練の認定要件として、受講生を会員企業の従業員に限ることなどを調達たちの授業料徴収を求とすることについて、東京都独自のルールとして定められているが、あくまで認定職業訓練の要件であり、職業能力開発短期大学校において実施する認定職業訓練以外の訓練については、そうした要件は課されないものである。 したがって、貴法人が設立する職業能力開発短期大学校において留学生の受け入れが可能であることから、本提案による措置は不要である。	在提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	再提案事項に対する回答では、認定訓練以外の訓練では私たちが求める措置の目的は達成されない。 例、私たちが求める措置は職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生の受入であり、その部分での明確な可否を示して頂きたい。	C	I	出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格で行うことができる活動は「本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の各種、専修学校若しくは各種学校又は技術及び編制に関してこれに準ずる機関」において「教育を受ける活動」と定められており（別法令表第一の四）、職業訓練法人が設立した調理師養成施設において、在留資格「留学」で外国人を受け入れるためには、当該施設が「技術及び編制に関してこれに準ずる機関」であると認められることが必要である。しかしながら、現在のところ、この前提の施設が留学生を受け入れるに相応しい施設であるか否かが客観的に判断されていないため、対応は困難である。		1003010	職業訓練法人 東京都調理職業訓練協会	東京都	法務省 厚生労働省
090190	外国人留学生の就学ビザの滞在期間延長	出入国管理及び難民認定法第19条第2項	資格外活動は、各在留資格に定める本来の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に許可される。	留学が在留資格である者が就学中に就学するときに受ける資格外活動の許可を不要とし、卒業後インターンシップを継続している場合、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格が「留学」のままインターンシップと就職活動を行えるようにする。	【提案内容】 ①「在留資格「留学」での資格外活動の際に必要な許可を不要とする。 ②学校の卒業後インターンシップを継続している場合は、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格「留学」のままでインターンシップと就職活動を可能とする。 【提案理由】 兵庫県淡路市近畿地区にグローバルBPOセンターを設立し、地域の雇用創出を行っていくべく調整中だが、グローバルBPOセンターの業務として、海外からの受電対応や顧客満足度などを行っていく想定をしている。またBPOセンター以外にも周辺エリアにおいて「国際村」と銘打って、外国人の生活環境・教育環境の整備や外国文化に関する商業施設の設置を計画している。その中で、留学生が就学中にインターンシップとしてBPOセンターおよび国際村の教育施設や商業施設にて就労し、また学校卒業後にも就職活動と平行して継続したインターンシップを、地域・受入企業を限定することで、継続なく行っていける形を検討したい。 【規制緩和での効果】 昨今キャリア教育の一環としてインターンシップを単位認定する大学等も多いが、日本での就業を望む外国人留学生には、日本人以上に不便(就業体験を経ずに企業が ある、学校・企業の協力により、卒業後も長期的にインターンシップ教育を受けられる状態を望めていただき、インターンシップおよびそれに準ずる空間に関する手続を簡単にすることでOJTとして留学生を受け入れる企業の増加が見込める、それにより留学生が職業経験を長期的に積むことができる体制ができれば、即戦力として企業に入社できる外国人が増え、いずれは日本企業の国際競争力の向上にも資するものになると考える。	C	I	入管法第19条第2項の規定により、「留学」の在留資格で、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動の許可を得なければならないとしており、その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合には、刑事罰や退去強制の対象となり得るほど「重大な違いとなっている。このように認容活動を認めるか否かは出入国管理制度の根幹に関わることから、許可を不要とすることは困難である。 なお、実質については報酬とはみなされないため、実質だけが支払われるインターンシップ活動であれば、現行でも資格外活動許可は不要である。 また、留学生の卒業後の就職支援として、留学生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の条件の下「特区法施しへの在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間活動することが可能となっており、無報酬又は実費だけが支払われるインターンシップであれば特段の制限は設けていないことから、当該在留資格の下でインターンシップを行うことは認められる。		C	I				C	I				C	I					